構想の最近の進展

国連事務総長に勧告が出される

2013 年 7 月 26 日、国連の「軍縮諮問委員会」は、NEA-NWFZ の設立のために具体的行動をとることを事務総長に勧告しました。画期的な進展です。国際的議論の拡大への基礎となります。

「…事務総長は、NEA-NWFZ の設立に向けた適切な行動を検討すべきである。とりわけ、事務総長は、地域国家間の透明性や信頼醸成を奨励する地域フォーラムの開催に向けて、いっそう積極的な役割を強めることができる。」

モンゴル政府が公式に協力表明

モンゴル政府が、NEA-NWFZ の実現に尽力すると正式に表明しました。エルベグドルジ大統領は、2013 年 9 月 26 日の国連総会ハイレベル会合で次のように述べました。

「モンゴルは、この地に非核兵器地帯を設立することが可能か、そしてそれはいかにして達成可能か、を検討する非公式ベースの作業を北東アジアの国々と行う準備ができています。…それはたとえ直ぐに可能ではなくとも、間違いなく実現可能です。」

▲モンゴルのエルベグドルジ大統領

▲事務総長(左)に署名を手渡す長崎市長(右から２人目)

日本政府も「3＋3」に言及

日本政府は、北朝鮮の核問題など「地域の安全保障環境が整っていない。時期尚早」として、長くその構想の存在すら紹介しませんでした。しかし、近年、研究者や NGO の取り組みを紹介するようになりました。外務省の「日本の軍縮・不拡散外交」(第六版、平成 25 年)は、紙幅を割いて、次のように述べています。

「特に近年、日本、韓国及び北朝鮮が非核兵器地帯となり、これに米国、中国、ロシアが消極的安全保証を供与する『3＋3』構想が一定の注目を集めている。」

540 人の自治体首長も賛同

日本国内での支持も広がっています。540 人を超える自治体の首長が NEA-NWFZ の実現を求める声明に賛同しています。賛同署名は、2014 年 4 月に広島・長崎の両市長より潘基文国連事務総長に手渡されました。

構想は進化している

「NEA-NWFZに向けた包括的アプローチ」の提案

2011 年以降、北朝鮮核問題の行き詰まり打開をめざした新しい提案が注目を浴びています。非核兵器地帯設立を単独で追求するのではなく、いくつかの懸案事項を同時解決する包括的な協定を作り、その中で非核兵器地帯を実現するというものです。提案者のモートン・H・ハルペリン博士（米オープン・ソサエティ財団上級顧問)は、クリントン政権時代に大統領特別補佐官や国務省政策企画本部長を務め、米朝協議に主導的に関与した国際政治学者です。

彼の提案する包括的協定は次の 6 つの要素をセットとしていますが、これはあくまでも試案です。

- **朝鮮半島の戦争状態を終わらせる。**
- **常設の安全保障協議体をつくる。**
- **相互を敵視しないという宣言を行う。**
- **核および他のエネルギー支援を提供する。**
- **現在の制裁を終結し、新協定下で制裁制度を創る。**
- **北東アジア非核兵器地帯を創設する。**

▲モートン・H・ハルペリン博士

▲長崎ワークショップ(2012 年)の様子

共同研究でフォロー

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)は、ハルペリン博士自身を含めた国内外の研究者の協力のもと、彼の提案を基礎に包括的アプローチを発展させる研究プロジェクトを立ち上げました。これまでに 2012 年(長崎)、2013 年(ソウル)と 2 回の国際ワークショップを開催し、3 回目の 2014 年 9 月のワークショップ(東京)を経て、関係各国や国連への提言をまとめる予定です。

新しい着想が生まれている

着想 1

行き詰まりを打破するための課題設定

朝鮮半島の核危機が顕在化してから 20 年になります。この間に 6 か国協議などさまざまな協議や交渉が行われてきましたが、問題の解決は行き詰まっています。その歴史から教訓を汲み取り、浮上している諸懸案をセットにして同時並行的に解決する協定を提案することができるはずです。それが、包括的アプローチの着想です。

北東アジア非核兵器地帯は、このようなアプローチによって実現される協定の一部分となります。ここでは「北朝鮮がまず核開発計画を放棄せよ」という姿勢ではなく、北朝鮮が核兵器保有を正当化するために主張している理由にさかのぼって、多国間の協議で問題解決を目指します。

いずれかの当事国がこのような包括的アプローチを提案すれば北東アジアの状況は大きく変わります。とはいえ、関係国が合意に達する道のりは決して容易ではないでしょう。しかし、それは北東アジア地域に限ったことではありません。現存する 5 つの非核兵器地帯においても、いずれかの当事国が構想を表明してから条約成立までに 9 ～ 35 年がかかっています。

着想 2

「核の傘」離脱への不安に応える処方箋

「北朝鮮の約束など信頼できない。だから『核の傘』は放棄できない」という不安の声にしばしば接します。その不安に応えるために、包括的アプローチの議論においては、たとえば<いずれかの加盟国が核兵器を使用または使用の威嚇をする違反を犯した場合、条約は効力を停止する。そのうえで、他の加盟国は国際法およびそれぞれの国の憲法の許す方法において、違反国に対する制裁を行うことができる>という趣旨の条項を条約に盛り込む案が検討されています。つまり、日本も韓国も条約を遵守している限り、現在と変わらぬ安全の保証を維持することができます。

着想 3

日韓政府の条件付き加盟を許す

日本と韓国政府の不安を解消しながら、条約の早期発効のために両国の積極的関与を促すための着想も出されています。たとえば、条約の発効要件に関して、3 つの核兵器国(米ロ中)と 2 つの非核兵器国(日韓)が批准した時に条約は発効するとし、ただし日韓には 3 年あるいは 5 年の期間に北朝鮮が条約に参加しない場合は脱退も可、といった条件を与える案です。

その他

その他、包括的協定に含まれるべき各要素について、参加国に変化を設けたり、発効時期に順序を定めたり、宣言型の条約にするか実行型の条約にするかの区別を設けたり、さまざまな着想が検討されています。